

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（一二二件）

（衆）は提出時の先議院

名								付委員会 託会	参議院	議委員会 決会	議本会 議院	衆議院	備考	
件	昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	昭和五十九年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	衆	（衆）	院議先					
衆	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	（衆）	
三〇五	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	（第一百七回） 国会	
六、三三五	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四	四一四
承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三	承 五、三
承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五	承 五、五
三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五
承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二	承 四、二
承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四	承 四、四

件 名	提出月日	付委員託会 議委員決会 議本會決議 院	参議院	衆議院	付委員託会 議委員決会 議本會決議 院	参議院	件 名
							昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十九年度政府関係機関決算書	(大正三十四年) (第百四回国会)	六、七、三	六、七、三	六、二、九、五	六、二、九、五	六、二、九、五	昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
		"	"	"	"	衆	昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
		一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	六、二、九、五	昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
		二二七	二二七	二二七	二二七	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
		(予)二二七	(予)二二七	(予)二二七	(予)二二七	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				承 諾	承 諾	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				五、三	五、三	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				五、五	五、五	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				六、二、九、五	六、二、九、五	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				二二七	二二七	二二七	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				四、二	四、二	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				四、四	四、四	六、二、九、五	昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
				備考			備考
百六 継回国会 百五 未回國会 百四 未回國会 百三 未回國会 百二 未回國会 百一 未回國会	了了告報	備考					

決算その他（六件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書（第百七回国会提出）

昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書（第百七回国会提出）

昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書（第百七回国会提出）

昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管
使用調書（その1）（第百七回国会提出）

昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額調
書及び各省各厅所管経費増額調書（その1）（第百七回国会提
出）

昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使
用調書（その1）（第百七回国会提出）

昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使
用調書（その1）（第百七回国会提出）

昭和六十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使
用調書（その1）（第百七回国会提出）

用調書（その2）

昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外八件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら九件は、憲法及び財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります、その内容は、昭和五十九年度及び六十年度中において使用または増加の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、国民健康保険事業に対する国庫負担金、退職手当、児童保護措置費等の不足を補うために必要な経費、並びに災害復旧、総理の外国訪問、主要国首脳会議の開催準備、老人医療費等補助、豪雪に伴う道路事業等に必要な経費などであります。委員会におきましては、

これら九件を一括して審査いたしましたが、質疑の内容につきましては会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共产党を代表して佐藤委員より、昭和六十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、同（その2）並びに昭和六十年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）、以上三件については賛成、他の六件には反対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係九件につきまして、多数をもつて承諾を与えるべきものと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。